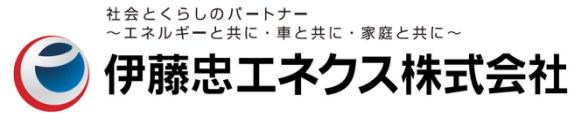


2023年3月20日



低圧料金プラン変更内容確定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

先日ご案内いたしました「低圧料金プランの変更および燃料費等調整額の見直し（電気需給約款（低圧）変更）のお知らせ」（以下「先日のお知らせ」といいます。）に記載の事項のうち当社が供給する電気需給約款（低圧）（以下「本約款」といいます。）の変更内容（2023年4月1日効力発生予定）が確定いたしましたので、以下のとおりご案内いたします。尚、先日のお知らせに記載の本約款（北海道、東京エリア）の変更内容（2023年6月1日効力発生予定）につきましては、内容が確定次第すみやかにご案内いたします。

記

1. 確定内容

(1) 料金プランの策定

本約款のメニュー型プラン（供給区域および契約種別ごとに基本料金および電力量料金を定めるプラン）の内容が確定いたしました。

詳細および料金表は別紙1をご確認ください。

尚、別紙1の各プランの料金単価には、2023年4月のレベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の見直し分が含まれております。

(2) 燃料費調整および離島ユニバーサル調整の変更

本約款の変更後の燃料費調整の詳細は別紙2をご確認ください。

(3) 変更後の本約款の内容

変更後の本約款については、当社ホームページ

<https://www.itcenex.com/ja/business/detail/power-retailing/index.html> をご確認ください。

上記(1)および(2)以外の変更点については、変更後の本約款の内容をご確認ください。

(4) モデルケースにおける影響額

モデルケースにおける影響額は別紙3をご確認ください。

現在の電気料金とメニュー型プラン移行後の電気料金に関しましては、[こちら](#)よりシミュレーションシートを取得の上、ご試算ください。

お問合せ先
伊藤忠エネクス株式会社
電力・ユーティリティ部門 電力販売部
TEL : 03-4233-8041

東北		基本料金	電力量料金		
			第一段階 ～120kWh	第二段階 120～300kWh	第三段階 300kWh～
			夏季	他季	-
従量電灯 2	契約電流 10A	297.00	16.72	22.80	26.35
	契約電流 15A	445.50	16.72	22.80	26.35
	契約電流 20A	594.00	16.72	22.80	26.35
	契約電流 30A	891.00	16.72	22.80	26.35
	契約電流 40A	1,188.00	16.72	22.80	26.35
	契約電流 50A	1,485.00	16.72	22.80	26.35
	契約電流 60A	1,782.00	16.72	22.80	26.35
従量電灯 3	1kVA	297.00	16.72	22.80	26.35
低圧電力	1kW	1,081.00	14.36	13.05	-

中部		基本料金	電力量料金		
			第一段階 ～120kWh	第二段階 120～300kWh	第三段階 300kWh～
			夏季	他季	-
従量電灯 2	契約電流 10A	267.30	19.20	23.22	25.88
	契約電流 15A	400.95	19.20	23.22	25.88
	契約電流 20A	534.60	19.20	23.22	25.88
	契約電流 30A	801.90	19.20	23.22	25.88
	契約電流 40A	1,069.20	19.20	23.22	25.88
	契約電流 50A	1,336.50	19.20	23.22	25.88
	契約電流 60A	1,603.80	19.20	23.22	25.88
従量電灯 3	1kVA	267.30	19.20	23.22	25.88
低圧電力	1kW	1,007.29	15.38	13.99	-

北陸		基本料金	電力量料金		
			第一段階 ～120kWh	第二段階 120～300kWh	第三段階 300kWh～
			夏季	他季	-
従量電灯 2	契約電流 10A	272.25	16.40	19.90	21.44
	契約電流 15A	408.38	16.40	19.90	21.44
	契約電流 20A	544.50	16.40	19.90	21.44
	契約電流 30A	816.75	16.40	19.90	21.44
	契約電流 40A	1,089.00	16.40	19.90	21.44
	契約電流 50A	1,361.25	16.40	19.90	21.44
	契約電流 60A	1,633.50	16.40	19.90	21.44
従量電灯 3	1kVA	272.25	16.40	19.90	21.44
低圧電力	1kW	1,048.10	11.23	10.28	-

関西		最低料金 (最初の15kWhまで)	電力量料金		
			第一段階 15～120kWh	第二段階 120～300kWh	第三段階 300kWh～
			夏季	他季	-
従量電灯1	1契約	390.07	18.28	23.14	25.83
従量電灯3	1kVA	375.25	16.12	19.01	21.27
低圧電力	1kW	940.72	12.99	11.66	-

中国		最低料金 (最初の15kWhまで)	電力量料金		
			第一段階 15～120kWh	第二段階 120～300kWh	第三段階 300kWh～
			夏季	他季	-
従量電灯1	1契約	487.86	19.31	25.33	27.23
従量電灯3	1kVA	388.71	16.89	22.37	24.06
低圧電力	1kW	1,028.36	14.05	12.89	-

四国		最低料金 (最初の11kWhまで)	電力量料金		
			第一段階 11～120kWh	第二段階 120～300kWh	第三段階 300kWh～
			夏季	他季	-
従量電灯1	1契約	370.26	18.33	24.29	27.45
従量電灯3	1kVA	336.60	15.27	20.25	22.88
低圧電力	1kW	954.10	14.22	12.92	-

九州		基本料金	電力量料金		
			第一段階 ～120kWh	第二段階 120～300kWh	第三段階 300kWh～
			夏季	他季	-
従量電灯2	契約電流10A	284.62	16.45	21.49	24.19
	契約電流15A	426.92	16.45	21.49	24.19
	契約電流20A	569.23	16.45	21.49	24.19
	契約電流30A	853.85	16.45	21.49	24.19
	契約電流40A	1,138.46	16.45	21.49	24.19
	契約電流50A	1,423.08	16.45	21.49	24.19
	契約電流60A	1,707.70	16.45	21.49	24.19
従量電灯3	1kVA	284.62	16.45	21.49	24.19
低圧電力	1kW	874.40	15.54	14.02	-

※消費税相当額は含みません

1. 燃料費調整額の算定

当社は、以下の基準にて原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計の輸入品の数量および価額の値を算定した原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格により、燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価を算定いたします。燃料費調整額は、当該需要場所の 1 月の使用電力量に燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価を適用し算定いたします。ただし、従量電灯 1 のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ = 別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価

燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が燃料価格 X 円を下回る場合

燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価 =

$$(X - \text{平均燃料価格}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が燃料価格 X 円を上回る場合

燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価 =

$$(\text{平均燃料価格} - X) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の請求対象月「6月」の期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の請求対象月「7月」の期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の請求対象月「8月」の期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の請求対象月「9月」の期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の請求対象月「10月」の期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の請求対象月「11月」の期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の請求対象月「12月」の期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	翌年の請求対象月「1月」の期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年の請求対象月「2月」の期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年の請求対象月「3月」の期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年の請求対象月「4月」の期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の請求対象月「5月」の期間

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に1.(2)によって算定された燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価を適用して、各一般送配電事業者の供給区域に応じて、以下の算式により算定される金額とします。

- (1) 北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

- (2) 九州電力送配電株式会社

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価})$$

4. 燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価等の通知

当社は、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および算定された燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価を通知いたします。

5. 燃料費調整の見直し

当社は、当社が燃料費調整の算定方法が不適當になったと認める場合または電源構成や調達条件の変更に伴い、適宜、燃料費調整について見直しを行うことがあります。

別表：燃料費調整単価算出係数等

お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、次のとおりといたします。

供給区域	係数			燃料価格 X	基準単価
	α	β	γ		
東北電力 ネットワーク 株式会社	0.1152	0.2714	0.7386	31,400	22 銭 1 厘
中部電力 パワーグリッド 株式会社	0.0275	0.4792	0.4275	45,900	23 銭 3 厘
北陸電力 送配電 株式会社	0.2303	-	1.1441	21,900	16 銭 1 厘
関西電力 送配電 株式会社	0.0140	0.3483	0.7227	27,100	16 銭 5 厘
中国電力 ネットワーク 株式会社	0.1543	0.1322	0.9761	26,000	24 銭 5 厘
四国電力 送配電 株式会社	0.2104	0.0541	1.0588	26,000	19 銭 6 厘
九州電力 送配電 株式会社	0.0053	0.1861	1.0757	27,400	13 銭 6 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとします。

※上記の各一般電気事業者は、事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限り。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。本約款において同様とします。

ただし、従量電灯 1 のお客さまの最低料金に適用される基準単価については、お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、次のとおりといたします。

供給区域	基準単価
関西電力送配電 株式会社	2 円 47 銭 5 厘
中国電力ネットワーク 株式会社	3 円 68 銭
四国電力送配電 株式会社	2 円 15 銭 4 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとします。

※上記の各一般電気事業者は、事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。本約款において同様とします。

別表：離島ユニバーサル算出係数等

供給区域	係数			燃料価格	基準単価
	α	β	γ	X	
九州電力 送配電 株式会社	1.0000	0.0000	0.0000	79,300	3 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとします。

※上記の各一般電気事業者は、事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。本約款において同様とします。

別紙3

各エリアにおける1ヶ月の想定電気料金です。

東北 2023年4月分

料金プラン	想定料金 (円)
従量電灯 2 契約電流 30A, 使用電力量 260kWh	8,879
従量電灯 3 契約容量 12kVA, 使用電力量 720kWh	28,467
低圧電力 契約電力 8kW, 使用電力量 550kWh	21,727

北陸 2023年4月分

料金プラン	想定料金 (円)
従量電灯 2 契約電流 30A, 使用電力量 260kWh	7,778
従量電灯 3 契約容量 12kVA, 使用電力量 720kWh	23,935
低圧電力 契約電力 8kW, 使用電力量 550kWh	18,708

中国 2023年4月分

料金プラン	想定料金 (円)
従量電灯 1 使用電力量 260kWh	6,088
従量電灯 3 契約容量 12kVA, 使用電力量 720kWh	20,895
低圧電力 契約電力 8kW, 使用電力量 550kWh	15,371

九州 2023年4月分

料金プラン	想定料金 (円)
従量電灯 2 契約電流 30A, 使用電力量 260kWh	7,602
従量電灯 3 契約容量 12kVA, 使用電力量 720kWh	24,306
低圧電力 契約電力 8kW, 使用電力量 550kWh	18,441

中部 2023年4月分

料金プラン	想定料金 (円)
従量電灯 2 契約電流 30A, 使用電力量 260kWh	8,705
従量電灯 3 契約容量 12kVA, 使用電力量 720kWh	27,062
低圧電力 契約電力 8kW, 使用電力量 550kWh	20,719

関西 2023年4月分

料金プラン	想定料金 (円)
従量電灯 1 使用電力量 260kWh	7,834
従量電灯 3 契約容量 12kVA, 使用電力量 720kWh	25,121
低圧電力 契約電力 8kW, 使用電力量 550kWh	18,773

四国 2023年4月分

料金プラン	想定料金 (円)
従量電灯 1 使用電力量 260kWh	8,312
従量電灯 3 契約容量 12kVA, 使用電力量 720kWh	26,168
低圧電力 契約電力 8kW, 使用電力量 550kWh	20,118

燃料費調整額の比較

※以下の燃料費調整額（変更後単価）を適用し算定しております。

（円/kWh）

対象月	エリア	現単価	変更後単価
4月	東北	12.25	10.73
4月	中部	11.05	9.03
4月	北陸	10.93	8.49
4月	関西	11.03	8.79
4月	中国	13.33	12.52
4月	四国	11.65	9.78
4月	九州	9.48	6.79

※消費税等および再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まれておりません。

※1ヶ月の想定電気料金には、2023年4月のレベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の見直し分が含まれております。

※低圧電力の現行料金は力率90%を適用し算定しております。

※電気・ガス価格激変緩和対策による値引きは含まれておりません。